

小城市立三日月小学校 給食運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小城市立三日月小学校(以下「三日月小」という)の学校給食の管理及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給食の形態)

第2条 三日月小においては、学校給食法(昭和29年法律第160条)の目的を達成するため三日月小に在籍する児童に対し、原則として週5日制の完全給食を実施する。

2 前号の規定にかかわらず、三日月小の学校給食の目的を妨げない範囲で、次の各号に掲げる者について完全給食を実施する。

- 一 三日月小に勤務する職員
- 二 三日月小の給食業務に従事する職員
- 三 前2号に掲げる者のほか、三日月小校長が認める者

(運営委員会)

第3条 三日月小の学校給食の円滑な運営を図るため、小城市三日月小学校給食運営委員会(以下「運営委員会」という)を置く。

2 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に必要な事項は別途定める。

(献立委員会)

第4条 三日月小の給食内容の充実を図るため、小城市三日月小学校給食献立委員会(以下「献立委員会」という)を置く。

2 この要綱に定めるもののほか、献立委員会の運営に関し必要な事項は別途定める。

(給食費の決定)

第5条 学校給食法第6条第2項の経費(以下「給食費」という)は、運営委員会に諮って小城市教育委員会が決定する。

(給食費の徴収)

第6条 給食費は、第2条第1項により、受給するものについては、その保護者から徴収するものとする。ただし、学校給食法第7条第2項に関する児童又はその保護者については給食費を小城市教育委員会が補助する。

2 第2条第2項により受給する者については、受給者本人から徴収するものとする。

3 給食費を徴収する月数は、11ヶ月とする。

- 4 月の中途に転入した場合は、当該児童に給食を支給する日数に一食当たりの単価を乗じて得た金額を徴収する。
- 5 給食費は、原則として現金により金融機関に納付するものとする。
- 6 給食費は、毎月月末までに翌月分を前納しなければならない。
- 7 学校長は、徴収事務の円滑な遂行のため滞納世帯への徴収に従事するものとする。

(給食費の還付)

- 第7条 欠席又は学校長がやむを得ないと認めた児童の場合には、事前に届出があつて継続して5食以上給食を必要としなかった場合は、5日以上給食実施日に対して、日割り計算により給食費を還付する。この届出は別紙様式による。
- 2 月の中途に転出した場合又は給食費に過誤納金があつた場合は、保護者の請求により還付する。
 - 3 学校長の決定により、登校させない日があつた場合(学級閉鎖・学年閉鎖等)3日以上の給食実施日に対して日割り計算により、給食費を還付する。

(給食の停止)

- 第8条 学校長は、給食費に2月以上の未納が生じた場合は、督促を発し、なお納入しないときは、運営委員会に諮り、納入するまで給食を停止することができる。

(予算)

- 第9条 給食費に係る支出予算は、毎会計年度終了後、監査の意見をつけて運営委員会の承認を受け、小城市教育委員会及び育友会へ報告するものとする。

(決算)

- 第10条 給食費に係る収支決算は、毎会計年度終了後、監査の意見をつけて運営委員会の承認を受け、小城市教育委員会及び育友会へ報告するものとする。

(会計年度)

- 第11条 給食費に係る会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(献立表)

- 第12条 学校長は、専門委員会の意見に基づき、栄養教諭及び学校栄養職員と協議の上、献立表を作成し児童を通じて各家庭に配布し、学校給食及び生活改善の理解に努めるものとする。
- 2 調理は献立表に基づき、遺漏のないようにしなければならない。

(物資納入業者の指定及び取り消し)

- 第13条 学校長は、運営委員会の意見を聞き、物資の納入業者を指定する。ただし、契約に違反した場合は、契約期間内であっても、当該契約を取り消すことができる。
- 2 納入条件については、学校長と納入業者間に契約を締結する。
 - 3 納入業者は、責任を持って新鮮で優良な物資を納入条件によって、指定時刻までに納入しなければならない。

(物資の発注および検収)

- 第14条 学校長は、納入業者により提出させた見積書又は契約条件に基づき、価格の調整を行って物資を発注する。
- 2 納入物資に不良品又は数量の不足その他不適格品があるときは、これを取り替え又は収納を拒否することができる。
 - 3 物資の納入に当たっては、納入伝票と現品を照合して確実に検収し、量目、鮮度、品質及び汚染状況を調査吟味し、購入簿に記入して、物資の収納を完了する。

(物資代金の支払い)

- 第15条 物資代金は、所定の請求書により、翌月15日までに口座振込みにより支払う。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に関する休日に当たる場合は、その翌営業日とする。

(給食費の不納欠損処分)

- 第16条 学校長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当するため滞納給食費を徴収することが不能と認めた場合は、運営委員会に諮り、不納欠損処分の対象者を決定するものとする。
- 一 死亡している場合
 - 二 行方不明の場合
 - 三 破産法(平成16年法律第75条)第253条其他法令の規定により、給食費に関する債権について責任を免れた場合
 - 四 無資力又はこれに近い状態にある場合
 - 五 その他運営委員会が必要と認める場合
- 2 不納欠損処分の対象者として決定した者の滞納給食費については、三日月小育友会総会にて議案採決後に収納不能分として欠損処分を行うものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成19年4月27日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年4月27日から施行する。
- 3 この要綱は、平成26年4月27日から施行する。
- 4 この要綱は、平成27年4月27日から施行する。
- 5 この要綱は、平成29年4月27日から施行する。
- 6 この要綱は、平成30年8月6日から施行する。